

第三者評価結果入力シート（児童養護施設）

種別	児童養護施設
----	--------

①第三者評価機関名

一般財団法人 大阪保育運動センター

②評価調査者研修修了番号

S18129

S24193

1801C023

③施設名等

名称：	児童養護施設 博愛社
施設長氏名：	西岡 浩二
定員：	123名
所在地(都道府県)：	大阪府
所在地(市町村以下)：	大阪市淀川区十三元今里3丁目1番72号
T E L：	06-6301-0367
U R L：	https://www.hakuaisha-welfare.net/
【施設の概要】	
開設年月日	1890年1月1日
経営法人・設置主体（法人名等）：	社会福祉法人 博愛社
職員数 常勤職員：	55 名
職員数 非常勤職員：	27 名
有資格職員の名称（ア）	保育士
上記有資格職員の人数：	15 名
有資格職員の名称（イ）	調理師
上記有資格職員の人数：	14 名
有資格職員の名称（ウ）	栄養士
上記有資格職員の人数：	1 名
有資格職員の名称（エ）	臨床心理士
上記有資格職員の人数：	5 名
有資格職員の名称（オ）	家庭支援専門相談員
上記有資格職員の人数：	1 名
有資格職員の名称（カ）	自立支援相談員 里親支援相談員
上記有資格職員の人数：	1 名 1 名
施設設備の概要（ア）居室数：	居室60室 リビング・ダイニング プレイルーム 体育館 等
施設設備の概要（イ）設備等：	
施設設備の概要（ウ）：	
施設設備の概要（エ）：	

④理念・基本方針

キリスト教の「わたしがあなたがたを愛したように あなたがたも互いに愛し合いなさい」（ヨハネ福音書13：34）、「隣人愛」の精神を基本理念に運営を行っています。法人全体の中期計画基本方針「共に暮らす」「地位ニーズへの挑戦」に基づき、児童養護施設では「自立した社会人になるための支援」に沿った小規模化、少人数化、地域化を推進しています。

⑤施設の特徴的な取組

ハートフルライフ委員会—生・性教育を学ぶ—

施設入所児童の課題は、自分自身を大事にできない自己肯定感の低さや、他人との距離がつかめない境界線のあいまいさがあった。現在の子どもたちを取り巻く性的問題の複雑さもあり、これまで以上に、より具体的なプログラムが必要と考え、2014年度に「生と性教育」を学ぶ委員会を立ち上げた。以下の3点を大事にしていると①安心・安全な生活②命の大切さを感じられる教育③正しい知識と理解

- ・聖バルナバ助産師学院思春期教室に中学生・高校生が参加。
- ・小学校5, 6年生男児を対象に、外部講師を招き、プライベートゾーンや気持ち、境界線、アングーマネジメント等について対話型のプログラムを実施。
- ・委員会メンバーによるプログラムとして、年長児と小学生を対象に、プライベートゾーンや気持ち、境界線について、対話型講義を実施。

心理的支援の実践—児童の心理的援助—

- ・児童養護施設に臨床心理士が配置される以前の1988年より心理的援助を開始し、現在31年間継続している。
- ・毎年30名ほどの児童に心理療法（週1回、50分間のプレイセラピーもしくはカウンセリング）を実施している。
プレイルームは生活ホームから離れた建物にあり、第三者が入ってこれない安心・安全な場所を確保
心理療法を受けていない児童へのグループワークを実施
- ・ケースカンファレンスを2～3か月に1回、ホームごとに実施。生活部門と心理部門の連携を図っている。
- ・セラピストの育成
心理学を学ぶ大学生、大学院生を実習生として受け入れ、心理士が大学と連携しながら指導を行っている。

学習ボランティア（阪大フロンティア）

「児童の社会自立にむけての土台となる学力が高める」「人的環境としてボランティア」「児童養護施設の社会的認知度を高める」を目的に行っている

児童部門と高齢部門との交流

- 法人内での他事業所との交流、職員・児童・高齢施設利用者の関係づくりを目指す。
- 交流花火大会やグルメ会などを通じて、児童養護施設入所者、特養入居者、保育園・児童・高齢部門職員等の交流を行っている。現在、児童養護施設の児童が、特養やこども園でアルバイトをしたり、就職したりしている。
- 児童養護施設で育った子ども達が、将来「博愛社」に戻り、特養、こども園、児童養護施設という大きな「博愛社」という家族の中で活躍できる日を願っている。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2020/7/27
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2021/2/20
前回の受審時期（評価結果確定年度）	平成29年度

⑦総評

1890年に事業を開始した歴史ある施設です。大阪市淀川区に位置し、広大な敷地のなかに高齢者施設やこども園等とともにあります。敷地の中にはグラウンドや体育館があり、豊かな緑もある恵まれた環境です。

<特に評価の高い点>

2020年度から2029年度に至る中・長期計画（小規模化、地域分散化等）の具体的展開にあたり、2019年度に、小規模ケアと家庭的養護実現に向けた現状の課題を明らかにし、「自律した社会人になるための支援」という行動計画を作成し、職員の働き方改革を含めた単年度ごとの目標設定がなされています。

前回、第三者評価受審の際、改善が求められる点として指摘を受けた被措置児童等虐待の禁止についての就業規則での規定、及びその処分、公益通報の不利益についての規定などは策定されています。同時に、虐待防止マニュアルをはじめとする各種マニュアルの整備も進んでいます。

「はぐくみ指針」（子どもの発達心理の視点から、年齢に応じた成長課題を設定し援助の視点と方向を示す）は本施設の財産であり、1988年より心理的支援を取り入れるという先見性と実績があります。現在も5名の心理職が在籍し、心理療法（プレイセラピーやカウンセリング）や、各ホームでのケースカンファレンスへの参加など、養育への積極的参加が伺えます。

子どもの状況等は詳細に記録され、職員の子ども理解への努力と熱意が見受けられます。

前回第三者評価の高かった、学習ボランティア活動、携帯委員会の取り組み、ハートフル委員会の取り組みについても、こどもの最善の利益を目指して、更なる改善の取り組みが進められています。

月一回のホームごとのクッキングデーには、栄養士や調理師も参加し、一緒に調理する中で、子ども達の嗜好を聞き取ったり、食材の健康への役割を伝えるなどしています。また、施設内の敷地で子どもと一緒に野菜を栽培し、それを食材として提供するなど、具体的な形で食育をすすめています。

<改善が求められる点>

各ブロックで、養育に対する考え方、児童に対する指導・援助、対応についてばらつきがあり、養育についての標準的実施方法を策定すると同時に、組織として統一的な処遇を図ることが求められます。

施設を紹介する資料として、インケア・リービングケア・アフターケアの子どもの支援の流れについて、幼児・児童・保護者が十分に理解できるような写真・図・絵などを活用した資料の作成や、入所のしおりの作成が求められます。

また、法人としては、年四回の機関誌が発行されていますが、児童養護施設博愛社独自の「たより」を発行し、子ども達の様子を保護者に発信することも重要です。

子どもが権利行使の主体であることから、大人目線での教育的指導ではなく、子ども達の自主性・意見表明権を尊重した養育の実施が求められます。

子どもの参加のもと、独自の「権利ノート」の作成や自治会・こども会の再建への取り組みとともに、第三者委員会で管理する意見箱の設置など子どもの意見を聞く仕組みづくりの早急な取り組みを求めます。

また、子ども達の居住環境の改善については、中・長期計画の推進をまたず、現状の中でも、創意・工夫をこらし、少なくとも中学生以上の児童のプライベートスペースの確保を求めます。

職員の献身的努力で現在の運営を支えています。経験年数の短い職員層での入れ替わりが激しく、現在取り組んでいる、就労と家庭生活の両立できる働き方への改善がより一層進められることを期待します。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

前回受審した第三書評価の指摘事項が、そのまま今回の指摘事項として積み残されている現状について、深く反省しています。今回の指摘事項について早急に改善を進めている所であります。短期間で施設長が異動・交代するという現状であったとしても、指摘事項の改善が図られていなかったことについて反省し、また、新たな指摘事項である高年齢児のプライバシーに配慮した居住空間についても、具体的に対応したいと思います。博愛社のケアの現場を客観的な視点で評価して頂き、感謝しています。

2022年度に第二博愛社（小規模施設、4戸建て）と4つ目の地域小規模施設の開設に向け準備を進めています。今後も、理念・基本方針に基づき「隣人愛」「自律した社会人になるための支援」を念頭に置き、子どもにとって安心・安全な生活環境の提供に努めていきたいと思ひます。

⑨第三者評価結果（別紙）

自己評価結果表【タイプA】（児童養護施設）

共通評価基準（45項目）Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者 評価結果
① 1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
【コメント】	
<p>基本理念は法人のホームページやパンフレットに記載されています。法人の歴史をまとめた冊子「紡ぐ」を、全職員に入職の際に配布し入職前研修で学んでいます。また、職員会議でも「紡ぐ」の読み合わせを通じて、理念・基本方針についての理解を深めるよう取り組んでいます。法人内で行っている、新人研修、3カ月研修、6カ月研修、1年目研修、3年目研修を通じて周知を行っています。今後は保護者や入所者が理解しやすい資料・パンフレットの作成などを求めます。</p>	

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者 評価結果
① 2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
【コメント】	
<p>全国児童養護施設協議会（全養協）や大阪市児童福祉施設連盟の会議や通信等での情報収集や児童家庭支援センター、要保護児童対策会議などを通じて、社会福祉全体・社会的養護の政策動向や地域の状況を把握しています。把握した情報は、法人理事会、法人内施設連絡会、事務局会議などで論議し、現状の確認とともに、改善の方向について論議しています。また、それらの論議結果を業務連絡会や職員会議、各ブロック単位でも意見交換し、施設長へと報告しています。</p>	
② 3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
【コメント】	
<p>法人理事会、施設連絡会等で法人全体の課題を明らかにしています。施設内では、法人全体の課題を念頭に置きながら、各主任が集まる業務連絡会で具体的な課題を明確化し取り組みの方向を論議しています。それらの内容は、各ブロックごとに職員が集まるブロック会議、職員会議、各種委員会などで共有され、職員が意見を述べる場を保障しています。</p>	

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者 評価結果
<p>① 4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。</p> <p>【コメント】</p> <p>中長期計画は社会的養護の政策動向(新ビジョン)を踏まえ、法人全体の計画を作成しています。養育・支援の質向上、新ビジョンを踏まえた計画は、前期と後期に分かれ、小規模化と家庭的養育、施設の多機能化・機能転換を目指した10年間の計画を策定し、養育・支援の質の向上、人材確保と育成の具体的な方針を示し、職員の働き方改革も位置付けています。職員は各種委員会をはじめブロック会議や職員会議等で内容を論議しています。</p>	a
<p>② 5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。</p> <p>【コメント】</p> <p>職員確保・養育の質の向上を中心に据え、地域小規模開設をはじめ、新たな施設整備や事業拡大等について中長期計画を踏まえた単年度の計画を具体的に明記しています。職員は、博愛社推進委員会、小規模委員会、業務連絡会に分かれ論議し推進をしています。また働きやすい職場づくりを重点項目にした行動計画を策定し、職員の負担軽減や人材育成を進めています。</p>	a
(2) 事業計画が適切に策定されている。	
<p>① 6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。</p> <p>【コメント】</p> <p>法人から各施設に提示された事業計画は、管理職の会議である業務連絡会、全体の職員会議と各委員会やブロック会議などで論議、見直し、周知を行っています。施設長が年度毎に示す事業方針をもとに各ブロックで現状と課題を明確にし、各ホームごとの事業計画を策定しています。年度末には上記手順で、評価・見直しを行っています。</p>	a

	② 7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	c
【コメント】		
<p>日常生活の中で、施設の今後の方向や計画などを子どもたちに口頭で伝えていますが、説明会や文章等での明示など、組織的に周知する取り組みは課題となっています。今後は、保護者や子どもたちへ、わかりやすく説明した資料等の作成を期待します。</p>		

4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

	(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	第三者 評価結果
	① 8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
【コメント】		
<p>法人内で1年目、3年目、5年目研修を実施しています。養育・支援の関する各種記録は丁寧に行っています。それらの記録を基に各種会議で実践検討を行い、評価・振り返り・改善計画を作成しています。また各自、人権チェックシートでチェックを行い、自らの養育・支援の振り返りを行っています。今後は自己評価に関する統一的なチェックシートを作成するなど、組織的に自己評価の基準を明確にし、さらなる養育・支援の質の向上につなげていくことを期待します。</p>		
	② 9 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
【コメント】		
<p>評価結果に基づき、ブロック会議等で論議し、課題を明確にし改善策を実施しています。ブロック毎で話し合われた内容が職員全体共有となる取り組みを期待します。また、前回の第三者評価での改善を求める事項については、HPの整理や新設などの情報開示について前進し、意見箱も設置されました。今後は意見箱の活用について具体化を図ること、養育・支援の質（環境・内容）の標準化が図られることを期待します。</p>		

II 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。	第三者 評価結果
① 10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
【コメント】	
施設長は、各種会議やホームページ等で、施設の経営・管理に関する方針と取り組みを明確にし、自らの役割と責任を表明しています。施設長不在時の平常時・有事の際の権限移譲についても明文化しています。また、各種マニュアルについても整備されてきています。今後は、中長期計画に基づき、施設の分散化を進めることもあり、各職責の役割、職務内容について明文化することを期待します。	
② 11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
【コメント】	
就業規則は全職員に配布しています。必要な法令については、全職員がすぐに見ることができるよう事務所に備えています。働き方については、今年度からタイムカードを導入し、職員が労働時間について意識を高められるよう改善を図っています。養育・支援の質の向上と職員の労働負担軽減が両輪であることを事業計画のなかで位置づけ、改善を図っています。	
(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。	
① 12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
【コメント】	
施設長は、課題と方針を明確にし具体的取り組みを進めています。「新ビジョン」を踏まえ、施設の分散化、地域化、小規模化を基礎に、一人一人の子どもが「自立した社会人になる」という目標をかかげ、養育・支援の質の向上と個人の尊厳が大事にされる安心・安全な住環境づくり目指しています。その実現に向け、養育・支援の質の向上を支える職員が、働き続けられる働きかたの改善を示し、取り組んでいます。	

	② 13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
【コメント】		
施設長は、養育・支援の質向上につながる人材の確保（獲得と継続）に積極的に取り組んでいます。就業時間厳守を促進するためのタイムカード導入や来年度からの住み込み職員制度の廃止で、職員への負担軽減、モチベーションの維持に努めています。また、「自立した社会人になる」という目標を明確にすると同時に具体的な施設の将来像を職員と共有化し、事業計画として示しています。		

2 福祉人材の確保・育成

	(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	第三者 評価結果
	① 14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
【コメント】		
求人雑誌への掲載・説明会・見学等を定期的に行っています。大阪市福祉専門職の育成・確保の取り組みの研修へも積極的に参加しています。実習校へも採用に繋がれるよう積極的に働きかけています。中長期計画では施設再編に基づく人員確保・育成の計画を明確にし、OJTを通じた職員の育成を実施しています。当面の取り組みについては、各種会議で論議・具体化して進めています。		
	② 15 総合的な人事管理が行われている。	b
【コメント】		
年に1回職員の意向調査を行い、本人の意向を確認たうえで法人内で異動が可能な体制を作っています。法人理念である「隣人愛」を期待される職員像としてかけ、養育・支援の場、職場環境づくり、職員育成等の基本の考え方に行っています。定期的に職員の評価を行い、一人一人の状況を把握し、ブロック会議などの論議を通じて必要な研修等への参加を口頭で促しています。さらに、それを踏まえた一人一人のスキルアップ計画の作成が望まれます。今後は一人一人の目標・課題を書面で確認することや振り返りを行う際の共通シートの作成などを行い、組織的に職員の到達状況の把握と次年度に向けた課題の明確化など、継承と育成を行う事を望みます。		

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
	① 16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
【コメント】		
年に1回勤務意識調査を行い、個人の意向を確認し法人内の異動が可能になる仕組みを作っています。中長期計画のなかで、職員の働き方改革を掲げ、だれもが長く働き続けられる環境づくり取り組んでいます。超過勤務については主任・副主任が把握し、終業時間によっては始業時間の調整を行っています。タイムカード導入で、就業時間の意識作りを取り組んでいます。健康維持の取り組みは、ストレスチェック、健康診断、予防接種を励行しています。今後は、定期的な職員面談の実施、職員の相談窓口の設置などを行い、職員が長く働き続けられる労働環境づくり、体制整備を期待します。		
(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
	① 17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
【コメント】		
施設として「期待する職員像」を明確にし、養育・支援の指針として独自に「はぐくみ指針」を作成し、共有してます。定期的なOJTの実施や振り返りの際に目標や課題を設定しています。今後は一人一人の目標・課題を書面で確認することや振り返りを行う際の共通シートの作成などを行い、組織的に職員の到達状況の把握と次年度に向けた課題の明確化など、継承と育成を行う事を望みます。		
	② 18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
【コメント】		
「期待する職員像」は、法人理念や「はぐくみ指針」の中で明らかにしています。計画的な外部研修への参加と法人研修、施設内研修を実施しています。研修内容の見直しについては、月1回開催している研修委員会のなかで、随時見直しを行っています。宿直アルバイト職員に対しては、実践を通じて注意すべき点などのアドバイスなどを行っています。今後は非常勤職員への研修保障の工夫、施設内研修の充実を期待します。		

	<p>③ 19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。</p>	b
【コメント】		
<p>職員一人一人の研修等への参加機会を確保しています。非常勤職員については、内部研修への参加機会を確保しています。OJTについては、OJTリーダーを配置し、現状の分析と課題設定を行い、ブロック会議を通じて職員全体で共有化しています。研修報告については、各ホーム会議で報告しています。今後は、一人一人の到達状況（振り返り・課題設定・研修報告等）の組織的な把握と連動した研修計画や非常勤も含めて職員の研修参加の機会の確保を期待します。</p>		
(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
	<p>① 20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。</p>	b
【コメント】		
<p>年間120～130人の実習生を受け入れ、次の社会福祉の担い手を意識した働きかけを行っています。実習生受け入れや指導・援助について「受け入れ指針」を明文化し、各ホームに配布しています。実習生等の養育・支援の専門職の研修・育成についてマニュアルを整備しています。実習期間中も養成校と連携を図っています。今後は、実習受け入れ担当・指導者になる3年以上の職員への研修やフォロー体制を組織的に整備することを期待します。</p>		
<h3>3 運営の透明性の確保</h3>		
<p>(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。</p>		第三者 評価結果
	<p>① 21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。</p>	b
【コメント】		
<p>ホームページや年3回地域に配布する広報誌「博愛社」を通じて、情報公開が適切に行われています。今後は、利用している子どもたちや保護者に対して、施設の状況等を知らせる工夫を期待します。</p>		

	② 22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
【コメント】		
経営・運営に関する諸規定を明確にしています。定期的に内部監査を行うとともに、外部の専門家による監査を行い、適正な経営・運営のための支援を受けています。		

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。	第三者 評価結果	
	① 23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
【コメント】		
地域の子ども会や町会との関係づくりを大切にしています。子どもたちの興味関心にそって、スポーツ活動（キックベースボールやダンス）にも参加し、必要に応じて職員の支援体制も整えています。地域とのかかわり等に対する基本的姿勢は、各会議を通して口頭で確認しています。今後は、地域とのかかわり方についての基本的な考え方を文章化することを期待します。		
	② 24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
【コメント】		
ボランティア受け入れについては指針があり、受け入れの手順、説明等に関して明文化しています。地域の学校（小学校・中学校）と連携し、学校評議員会に参加し、定期的な意見交換も行ってはいますが、地域の学校教育等への協力についての基本姿勢の明文化は整備されていません。子どもたちへのアンケートなかで、学習ボランティアによる支援で成績が上がり嬉しいとの声が寄せられています。		

(2) 関係機関との連携が確保されている。		
①	25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
【コメント】		
地域の学校（小学校・中学校）の学校評議員会への参加、PTA活動への参加をしています。関係団体のリストを作成し、必要に応じて連絡を取り合っています。アフターケアについては、施設退所自立支援事業を活用し、必要に応じて家庭訪問、食料の提供を行ったり、連絡をして来社を促すなどを行っています。必要に応じて関係機関と連絡を取り合い対応しています。今後は関係機関リストを掲示するなど、職員全体の地域資源の活用やネットワークに関する意識化を進めることを期待します。		
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
①	26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
【コメント】		
地域相談事業や要保護児童対策地域協議会への参加や法人事業である病後児保育やショートステイ事業を通じて、地域の福祉ニーズや生活課題を把握し、必要な場合は児童家庭支援センター、こども相談センターに繋いでいます。施設主催の講演会に地域の方に参加を呼び掛けています。		
②	27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
【コメント】		
看護師を配置している病後児保育事業等での子育て相談や、子育てに悩んでいる方のショートステイ受け入れなどを行っています。施設主催の講演会に地域の方に参加を呼び掛けたり、施設の体育館を無料で地域に貸し出し、町会への参加など、地域活動の活性化に貢献しています。		

Ⅲ 適切な養育・支援の実施
1 子ども本位の養育・支援

<p>(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。</p>	<p>第三者 評価結果</p>
<p>① 28 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。</p>	<p>b</p>
<p>【コメント】</p>	
<p>「はぐくみ指針」に年齢ごとの子どもの養育・支援の中で大切にすることが明記されています。また、子どもの日々の支援の具体的な内容がていねいに記録されブロック会議等での共有が行われています。外部研修の人権研修に参加し、「人権尊重」について、ブロック会議やOJTで伝えています。施設独自の「倫理綱領」を早急に策定されることを期待します。また、ていねいに書かれている記録が膨大になっていますので、記録の様式の工夫など、効率的・効果的に支援の内容を残していく工夫を求めます。</p>	
<p>② 29 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。</p>	<p>b</p>
<p>【コメント】</p>	
<p>子どもの居場所として安心できるように玄関に子どもの作品を並べたり、限られたスペースの中でカーテンで仕切ったりする工夫がうかがえましたが、ブロックによって偏りがありました。今後、小規模化の計画が進められていますが、すべての子どもたちのプライバシーを守る上でも今できる工夫を求めます。社会福祉事業に携わる者としてプライバシー保護は子ども尊重の基本になりますので、規定・マニュアルを作成し、職員への研修を通して共通理解を進めることを期待します。</p>	
<p>(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。</p>	
<p>① 30 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。</p>	<p>b</p>
<p>【コメント】</p>	
<p>ホームページや要覧は備えられています。入所する子どもや保護者を対象に、施設での生活や子どもの支援・養育の目標などわかりやすく示した入所のしおりなどの資料が必要です。施設入所は配慮の必要な子どももや支援の必要な家庭も増えている中で、よりわかりやすい、施設独自のしおりや伝え方の工夫を望みます。</p>	

	② 31 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	b
【コメント】		
<p>パンフレットなど施設の概要について、保護者や子どもに説明できる資料が作成されています。養育・支援の開始にあたって、子ども・保護者が施設の中でより安心して過ごせるために施設での生活や取り組みなど具体的に示したわかりやすい資料の作成が望まれます。また、意思決定が困難な子どもの入所数増えている中で、配慮や養育・支援の方法も個々に応じた対応がより求められてきます。子どもと保護者への配慮がルール化されることや、施設全体としての標準的な実施方法が求められます。</p>		
	③ 32 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	b
【コメント】		
<p>家庭支援専門委員、自立支援専門委員、里親専門委員の各専門委員を中心に養育・支援の内容や措置変更等について、担当指導員と連携しながら移行を進めています。18歳で自立する前には、一人で生活する部屋を用意し、移行準備を行っています。また、退所後もいつでも相談にこれる窓口があり、説明もしています。多忙な業務の中で、専門委員も兼務であり、大変な状況にはありますが、文書で手渡すことで、養育・支援の継続につなげていくことを望みます。</p>		
(3) 子どもの満足の向上に努めている。		第三者 評価結果
	① 33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	c
【コメント】		
<p>子ども一人ひとりに対する養育・支援については心理士も入り、ていねいな記録に基づきながら計画が組まれています。食事場面でリクエストを聞いたり、買い物に行ったりなど子どものニーズに応える取り組みが行われています。子ども自身が意見を主張できる子ども会や意見箱の設置など、子どもが意見を言いやすい環境づくりとともに子どもの満足に関するアンケートや調査の定例化や仕組みづくりをすることで、改善課題の発見や評価・見直しの検討材料にしていくことを求めます。</p>		

(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。

① 34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

b

【コメント】

福祉介護相談サービス委員会を設置し、苦情解決の体制や方法などの仕組みが確立しています。検討内容や対応策、解決結果等についてフィードバックするとともにプライバシーを配慮した上での公開もされています。子どもや保護者が苦情を出しやすいように、苦情記入カードの配布やアンケートなどを実施するなどの工夫を求めます。

② 35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。

c

【コメント】

日々の生活の中では一人ひとりに寄り添った養育・支援を行っていることが記録からうかがえます。当調査機関が行った利用者アンケートのなかで、施設内でのルールについて、説明や改善を求める声が複数ありました。相談窓口の設置や第三者委員管理の意見箱の設置など、子ども権利擁護の観点でいつでも相談できる、意見表面のできる仕組みを作ることが求められます。また、発達上の課題や障がい特性のある子など、自分から意見表明できにくい子どもについての対応の具体化も工夫されることを求めます。

③ 36 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

b

【コメント】

必要に応じて主・副主担以上の会議において状況把握や検討を行っています。今後小規模化を進めていく上でも、意見箱の設置やアンケートの実施など、子どもの意見を積極的に把握する取り組みが必要です。また、意見を受けた際の対応マニュアルを整備し、組織として標準的な養育・支援体制を策定し、定期的に見直していくことを求めます。

(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		第三者 評価結果
①	37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
【コメント】 福祉介護相談サービス委員会において、施設長が責任者としてリスクマネジメントの体制が整備されています。また、事故・ヒヤリハット等の事例収集や再発防止策の検討が行われています。安心・安全な養育の実施のためには、職員の「危険への気づき」の意識を高めていくことが重要です。研修計画に組み込みながら、定期的に意識してリスクマネジメントの研修を行うことを期待します。		
②	38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
【コメント】 感染症対応マニュアルに沿って施設全体で対応にあたっています。施設長の判断で、子ども・職員の健康管理と予防に努めています。看護師が常駐しており、日常的に見守りの体制ができています。今後、看護師と連携し、定期的な勉強会や実地研修等を行い、どんな場面でも対応できる知識や技術を高める研修体制を整えていくを期待します。		
③	39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
【コメント】 防火・防災委員会を設置し災害時の体制が確立しています。事業継続計画を定め、避難訓練は子どもも含めて定期的に行うことで、職員・子どもに周知徹底を図っています。施設内に食料や備品などの備蓄を整備し、地域や他機関との連携も深めています。		

2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。	第三者 評価結果
<p>① 40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。</p> <p>【コメント】</p> <p>はぐくみ指針を作成し、各年齢の特徴や大切にする養育・支援が策定されています。各ブロックで子どもの実態やその日の様子などについていねいに記録され、心理士と連携し支援の方法等が検討されています。各ブロックで行われている養育・支援については職員会議で報告されています。今後、「はぐくみ指針」に基づいた具体的な養育・支援の実施方法（＝標準的な実施方法）を組織として確立し文章化することを求めます。</p>	b
<p>② 41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。</p> <p>【コメント】</p> <p>各ブロックでの子どもの実態やその日の様子などについていねいに記録され、心理士と連携し、ケース会議の中で支援の方法などが検討されています。その記録を活かして検証・見直しする場を確保し、記録を活かしていく工夫を望みます。効率的に記録に残せる様式のあり方や、子どもの意見を反映する仕組みの工夫など、人員体制も含めた働き方との調整のなかで、組織的に改善につなげていく仕組みづくりを早急に確立することを期待します。</p>	b
(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。	
<p>① 42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。</p> <p>【コメント】</p> <p>自立支援計画策定の責任者を設置し、アセスメントシートに基づき実施しています。心理士、家庭支援専門職員など専門職員とのケース会議を各ブロックで持っています。アセスメントに関する手順を施設として定めることは、子どもにとって適切な自立支援計画を策定していく上での基本となります。子どもの権利擁護の観点からも、子どもの意向把握や同意を含んだ手順の実施や施設全体で検討していく体制づくりを早急に作っていくことを求めます。</p>	b

	<p>② 43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。</p>	c
【コメント】		
<p>自立支援計画は年度ごとの見直し、検討は行われています。日々の養育・支援の記録は細かく記録されており、心理士も入ったケース会議が行われているので、その取り組みを自立支援計画の定期的な評価・見直しに活かしていくことが望めます。定期的な評価・見直しに至らない原因を究明をし、改善・策定につなげていくことを求めます。</p>		
(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。		
	<p>① 44 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。</p>	b
【コメント】		
<p>子どもに関する養育・支援の実施状況は細かく記録できています。また、記録システムを活用して施設内の情報共有を進めています。より適切な記録となるように見直す為の電子化委員会を設置しています。記録の書き方について、ていねいに記録した内容が、振り返りに活かせるように要点が伝わりやすい共通の書式、職員指導の方法を工夫していくことを望みます。</p>		
	<p>② 45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。</p>	a
【コメント】		
<p>個人情報保護規定を定め、子どもの記録の保管、保存、情報に関する規定や個人情報の不適正な利用や漏洩への対策が規定されています。就業規則の中に情報漏洩を防ぐための規定が定められ、職員に対して研修参加等の対策が行われています。</p>		

内容評価基準（25項目）□

A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

(1) 子どもの権利擁護	第三者 評価結果
① A1 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	c
【コメント】	
子どもの権利擁護については、子どもの最善の利益を目指し、職員の共通理解の上で支援が行われています。生教育への理解を深めるハートフルライフ委員会を設置し、権利にも触れる内容で子どもにも分りやすい新聞が発行されています。更に全職員が「人権擁護、人権侵害防止の為に点検チェックシート」に取り組むなど、子どもの権利擁護に取り組む姿勢は伺えますが、規定やマニュアルの整備、具体的検討や検証の場が不明確で、今後その確立に取り組むことが必要です。	
(2) 権利について理解を促す取組	
① A2 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	b
【コメント】	
大阪市より配布された「権利ノート」の活用は、「はぐくみ指針」に基づき、子どもに渡す際、それぞれの理解、発達の段階に合わせ、丁寧に時間を取り読み合わせたり、反応を見つつ適切な説明を加えるなど、子ども自身が権利を深められるよう工夫の跡がみられます。今後は、「入所のしおり」や施設を紹介する資料としての支援の流れについて、子ども達が十分に理解できるような写真・図・絵などを活用した資料の作成、施設独自の「権利ノート」の作成などが望まれます。	
(3) 生き立ちを振り返る取組	
① A3 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。	a
【コメント】	
子ども相談センター、ケースワーカーと調整し、子どもの発達状況に応じたLSWの取り組みが積極的に行われています。日常生活の中でも子どもが興味を持って話題に挙げたタイミングで、丁寧に生き立ちや家族について振り返る話を行い、成長の記録も含め、子どもが自分の成長の過程を感じられるよう取り組まれています。入所から退所までの期間、行事や節目となるタイミングで写真を撮り、その時の様子をコメントとして添える形で子ども一人一人のアルバムを作成するなど、暖かさを感じさせる取り組みが進められています。	

(4) 被措置児童等虐待の防止等		
①	A4 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b
【コメント】		
体罰や不適切な関わりを容認しない支援のあり方が、養育理念としては共有化されています。被措置児童等虐待の届け出、通告や処分を行う仕組みについて就業規則に取り入れる準備が現在行われています。トラブルが起きた際には第三者委員を外部講師として招き、全員参加での研修を行うなど組織的対応に向けた取り組みが進めています。		
(5) 子どもの意向や主体性への配慮		
①	A5 職員と子どもが共生の意識を持ち、生活全般について共に考え、快適な生活に向けて子ども自身が主体的に取り組んでいる。	b
【コメント】		
地域小規模施設移行を目指し、より家庭での生活に近づける為、日課の柔軟性や子ども達が主体的に営む生活が広げられるように、子どもの意見を元に全職員で検討を重ね、新しい取り組みを積極的に取り入れる努力が伺えます。子どもからの意見は生活の場での些細なやりとりから汲み取り、個々の生育、家庭環境、進路による違いなどを考慮して、個々の状況に合わせて柔軟に対応している様子うかがえます。いずれも大人目線の教育的指導になっています。今後は、子ども達の自主的発言・活動の場である「自治会」など組織的に保障することが望まれます。		
(6) 支援の継続性とアフターケア		
①	A6 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	b
【コメント】		
可能な限り入所前の面談を実施し、施設の説明や本人の趣味や要望を聞き取り、受け入れ準備をしています。入所時のインテークやライフストーリーワークを行い、これまで築いてきた人間関係の維持に努め、乳児院からの措置変更時には慣し保育を行うなど、子ども達の不安軽減・解消に務める様子が伺えます。今後は「入所のしおり」や施設紹介・支援の流れについて子ども達が十分に理解と安心ができるような写真・図・絵などを活用した資料の作成が求められます。		

	② A7 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	a
【コメント】		
卒業前に、自立に向けた体験の場としての、自律訓練室の運用について、個々の子どもの状況により、訓練期間を弾力的に活用するなど、改善が見られます。アフターケア事業部が開催しているSSTにも積極的に参加し、リービングケアの充実に努めています。里帰りの会を開催し、退所者が集える場の提供や、フェスティバル等の行事を卒業生に案内し、施設に来やすい環境づくりや、入所中の子どもや職員との交流の場づくり等独自の努力が伺えます。		

A-2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本	第三者 評価結果	
	① A8 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	b
【コメント】		
各ホームで、心理士をSVとし、個々の子どもごとに定期的なカンファレンスが実施されており、「はぐくみ指針」も踏まえ、支援の充実ははかられています。ブロック会で子どもの状況を確認し、職員の対応が共有されていますが、各ブロックごとに養育に対する考え方、児童に対する指導・援助・対応についてばらつきがあり、養育についての標準的実施方法を策定し、組織として統一的な支援を図ることが求められます。		
	② A9 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	b
【コメント】		
非常に丁寧な毎日の記録と日々の引き継ぎ等を通して子どもの状況と要望を把握し、子どもの欲求を満たす努力がなされています。子どもの誕生日には個別の関わりを持ち、日常の中でも、常に子どもに声かけをしたり、個別の時間が持てるよう職員の努力が伺えます。しかし、宿直者がブロックに一名で、各ホームに宿直者がいない現状では、不安の高い児童のみならず、職員の精神的負担も大きいので、安心して配慮した職員配置の検討が望まれます。		

	<p>③ A10 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。</p>	b
<p>【コメント】</p> <p>運営方針にある「自立した社会人となるために」の下、「失敗が許される場」であることが、子ども達にも浸透しており、伸び伸び生活している様子が伺えます。夕方の多忙な時間帯は、各ホーム職員2名が勤務する体制が取られていますが、朝の繁忙時にも複数体制で対応できるよう検討を願います。</p>		
	<p>④ A11 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。</p>	a
<p>【コメント】</p> <p>幼児には外出ボランティア、中高生には学習ボランティアなど年齢に応じたボランティアが活用されています。外出ボランティアでは、公共交通機関等を利用、学習ボランティアは1対1、中三には可能な限り複数のボランティアが付き、週に一回程度勉強を教えてもらう他、学習ボランティアと一緒に夕食を食べるなど、家庭での兄や姉の様に関わってもらっており、十分に家庭的雰囲気を満たされています。</p>		
	<p>⑤ A12 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。</p>	a
<p>【コメント】</p> <p>地域の子供会や習い事への参加、アルバイトを通し社会性を習得する機会を設けています。中学3年生から安全にスマートフォンを持つ為の勉強会を5回開催し、高校1年生の4月からは全員がスマートフォンを持てるようにしその活用については、子ども達が話し合いでルールを決めるなど主体的な取り組みも見られます。また、小学生には利用時間を決めた上で、ホームのPCを自由に使用できるなど、ネットやSNSに関する知識が身につくよう支援がなされています。</p>		

<p>(2) 食生活</p>	<p>① A13 おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】</p> <p>厨房で作った食事を冷蔵庫で保存したり、直前にホームで再加熱する等適温提供に勤めるとともに、今後は食事を各ホームで作るなど調理の機会を増やす方向性が示されています。月一回のホームごとのクッキングデーには、職員が子どもと一緒に食材の買い出しに行き、調理師や栄養士がホームの中で調理の様子を見せたり、意識的に栄養素や食品添加物の話を食材を通じて分りやすく話す機会が持たれています。また、施設敷地内に菜園を作り、野菜と一緒に栽培し、食材として提供するなど、具体的な食育が行われています。</p>		
<p>(3) 衣生活</p>	<p>① A14 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】</p> <p>子どもの衣類は季節に応じたものになるよう、子どもと一緒に入れ替えを行い、小学生には、職員が洗濯し、畳んだものを自らタンスに片付けることや自ら衣服を選び着ること、中高生は自らの衣服の購入、高校生以上には、自ら洗濯を行い、好みの柔軟剤を使用すること、などを通じ衣習慣を習得できるような支援が行われています。</p>		
<p>(4) 住生活</p>	<p>① A15 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。</p>	<p>b</p>

【コメント】		
職員を中心に子ども達と片付けや掃除の仕方を伝えながら環境整備に努められています。破損箇所は修理簿に記載の上、迅速に補修したり、食事中はテレビを消し、食事が楽しめるようにする等、家庭的な雰囲気、子ども達が落ち着ける環境づくりを意識しています。相部屋の場合は机やベット・カーテンなどを活用し、プライベートゾーンを確保する為の努力は見受けられますが、ホームによっては中高生のプライベートゾーンがない箇所があります。子ども達の住環境改善については、中・長期計画の推進を待たず現状の中でも創意・工夫をこらし、少なくとも中・高校生以上のプライベートゾーン確保の取り組みを求めます。		
(5) 健康と安全		
①	A16 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a
【コメント】		
毎日の記録に基づき、子どもの些細な変化や健康面に十分配慮しています。特にコロナが流行してからは、子ども一人ずつ朝・晩で検温、変化が見られた場合は看護師に相談し、対応指示を仰いでいます。防災委員会の中で、熱中症や骨折の手当の研修や感染症対策マニュアルも作成されています。また、現場対応に必要な物品（ビニール手袋や新聞紙、袋、消毒液等）を各ホームに備え、迅速に対応できるよう取り組まれています。		
(6) 性に関する教育		
①	A17 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	a
【コメント】		
性教育については、2014年よりハートフル委員会を設置し、職員・子どもが「生・性」について関心を持てるよう定期的に新聞を発行したり、内部研修の開催や外部研修への参加を進めています。産婦人科への見学では生についての学びを深める為に妊婦ベルトを体験したり、新生児を見せてもらったりすることも行っています。また、幼児期から子どもの年齢・発達に応じ、正しい知識・関心をもてるように、職員が子どもに向けたワーク（誕生日・プライベートゾーン・気持ち・距離感）も行われており、性的事故対応マニュアルも作成されています。		
(7) 行動上の問題及び問題状況への対応		
①	A18 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	a
【コメント】		
各ホームで、子どもごとのケースカンファレンスを定期的実施、子どもの発達上の特性については把握されています。その上で、新任職員に対しては心理療法や子どもの権利や人権についての研修、更に、経験年数別の研修も行い、子どもへの適切な援助技術の習得に努めています。外部研修でも、発達障がいや愛着障害、人権研修に取り組んでいます。問題発生時には、検証を行い、組織対応を基本とし、関係機関と連携し、対応や問題の解決にむけた取り組みが進められています。		
②	A19 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	b
【コメント】		
丁寧な毎日の記録とケースカンファレンスを通じて子ども同士の関係性については十分に把握できている様子が伺えます。問題発生時には、必ず施設長に報告を行い、職員会議や業務連絡会議などを通じ、全職員が共有できるようになっており、検証を含め、組織対応を原則とし、関係機関とも連携しながら問題解決に向けた取り組みがなされています。当評価機関行った利用者アンケートの中で子ども達から、職員の対応についての不満の声が複数ありました。信頼関係の改善に向けた組織的取り組みが求められます。		
(8) 心理的ケア		
①	A20 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a
【コメント】		
1988年から、心理的援助が開始され、現在も五名の心理職を抱え、静かな環境の専用プレイ室でのプレイセラピーやカウンセリング、各ホームでの定期的なケースカンファレンスを通じて職員との情報共有、子どもの見立てや支援のSVがなされています。ケースによっては、外部からのSVの助言やアドバイスも受け、日常生活の支援や自立支援計画の策定・見直しにも活用されています。施設内での最も評価される取り組みの一つになっています。		
(9) 学習・進学支援、進路支援等		
①	A21 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a
【コメント】		
生活リズムの中に自主学習と学習支援を組み込み、学習習慣や基礎学力の定着が計られています。学習支援については、大阪大学の学習支援ボランティアの学生と連携し、個々の学力に応じた学習支援に取り組まれています。学校生活については、教員と連携し、特に配慮の必要な子どもに対してはより密な連携により、支援体制が整えられています。更に、他機関の英語教育プログラムの利用や地域の公文教室への通塾、英会話教室など自主学習へのサポートにも取り組まれています。		

	② A22 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a
【コメント】		
<p>個々の学力や希望に沿った進路選択ができるよう、本人や保護者、関係機関との面談を重ねるとともに、必要な資料等も提供し、自己決定ができるよう支援しています。措置児童については、現在、個々の学力や希望に沿った学校・学科に通学しています。退所後も必要に応じ本人・保護者・関係機関と連絡を取り合い、見守りを継続し、自立後の生活や就労に不安のある子どもに対しては、関係機関との協議の上、措置延長期間を設け見守り・支援が継続されています。</p>		
	③ A23 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	b
【コメント】		
<p>高校進学後は、子どもの状況に応じ、積極的にアルバイトを奨励し、自立に向けた貯蓄のみならず、社会経験を積む機会にしています。同法人の高齢者施設や保育所で入所児童のアルバイト受け入れがあり、福祉分野の仕事を体験できる場になっており、様子の共有と実習効果を高めるための連携を図っています。今後、法人外の実習先や体験先の開拓についても積極的な取り組みが求められます。資格の取得については、学校で取得できるものだけでなく、自動車免許等、必要に応じ取得できるよう支援がなされています。</p>		
(10) 施設と家族との信頼関係づくり		
	① A24 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	b
【コメント】		
<p>面会や面談等の対応はできるだけ同じ職員が対応し、保護者や関係機関との関係が構築できるよう配慮されています。面会等の機会を利用して子どもや保護者の状況を共有し、必要があれば関係機関と連携し、対応に当たっています。施設内に家族支援室を設け、外泊が難しいケースが利用するなどし、親子関係の構築に努めています。今後、家族関係調整における家庭支援専門員と各ホームとの関連と役割分担を明確にすることや保護者むけ「入所のしおり」や情報を家族に随時知らせる施設独自の「たより」を発行するなどの改善が求められます。</p>		

(11) 親子関係の再構築支援

① A25 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでい
る。

b

【コメント】

家庭支援専門相談員の役割は明確化されていますが、ケースの見立て、家族調整や再構築などの支援方針の作成など具体的役割は各ブロックの主任・副主任に委ねられおり、家庭支援専門相談員が機能していません。現在の家庭支援専門相談員と各ブロック、各ホームとの関係について、家庭支援専門相談員の役割に照らして、早急に整理することが求められます。